

小樽市保育所の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市において、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的に、小樽市保育所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、本市における子どもを取り巻く状況や社会経済情勢の動向及び出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方に関しての必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（組織等）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保育関係者、教育関係者、公募市民及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の最終的な検討結果を市長に報告した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

3 補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

6 会議の傍聴に関しては、小樽市議会傍聴規則（昭和34年小樽市議会規則第2号）の例による。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 委員長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。